

京都市教育委員会教育長告示第11号

京都市久世ふれあいセンター条例第5条ただし書の規定に基づき、京都市久世ふれあいセンター図書館（久世ふれあいセンターの図書施設をいう。）を次のとおり臨時に休館します。

平成16年12月17日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

臨時に休館する日 平成17年2月28日から同年3月4日まで

(中央図書館図書課)